

《 新たなごみ処理施設整備に関する議員説明会 》

1. 当施設組合設立の経緯と施設再編建設方針決定の背景	1 頁
2. ごみ処理施設再編整備の取組について	2 頁
3. 新たなごみ処理施設建設に係るこれまでの主な経過について	3 頁
4. 新たなごみ処理施設の建設候補地選定について	6 頁
5. 候補地選定における要望と地元調整への対応方針について	9 頁
6. 事業方式の検討	10 頁
7. 一般廃棄物処理施設建設及び運営事業の事業者募集について	11 頁
8. 新たなごみ処理施設整備に関する価格等について	14 頁
9. 事業者募集・選定のスケジュール	16 頁
10. 今後のスケジュール	17 頁

令和6年9月14日（土）

ふくおか県央環境広域施設組合

会場：飯塚市穂波交流センター 大ホール

1. 当施設組合設立の経緯と施設再編建設方針決定の背景

＜現一部事務組合の設立＞

当施設組合は、平成 31 年 4 月にそれまで管内に存在していた旧飯塚市・桂川町衛生施設組合と、旧ふくおか県央環境施設組合が統合し、今後進行する人口減少への対応及び資源循環・環境共生型社会の実現に向けて、**スケールメリットを活かした効率的な施設運営を図るための「新たな広域的処理体系」を構築すること等を目的に新たに設立**された。

＜管内環境施設等の一元的な管理運営＞

この組織の統合において、二つの**旧一部事務組合が管理運営していた環境施設等の集約**と、それまでの**飯塚市、嘉麻市による直営施設が無償貸与にて当組合へ移管され、管内の環境施設等を一元的に管理運営**することが可能となった。このため、特に処理対象区域の早期の見直しを行う必要があったごみ処理施設再編建設への方針の検討を進めた。

＜ごみ処理施設再編建設の方針決定＞

現在の施設組合が設立した平成 31 年(令和元年)当時、管内には次の環境施設等が稼働していたが、その大半は長期間の経年使用による劣化が進んでいることが確認されていた。

可燃ごみ処理施設	4 施設	飯塚市クリーンセンター 清掃工場	平成 10 年 4 月開設	21 年経過
		桂苑	平成 6 年 4 月開設	25 年経過
		嘉麻クリーンセンター	昭和 62 年 2 月開設	32 年経過
		ごみ燃料化センター	平成 14 年 8 月開設	16 年経過
リサイクルごみ処理施設	3 施設	飯塚市クリーンセンター リサイクルプラザ	平成 10 年 4 月開設	21 年経過
		桂苑(粗大ごみ処理施設)	平成 6 年 4 月開設	25 年経過
		リサイクルセンター リサイクルプラザ	平成 11 年 4 月開設	20 年経過
最終処分場	3 施設	飯塚市クリーンセンター 埋立処分場	平成 10 年 4 月開設	21 年経過
		嘉麻クリーンセンター 最終処分場	平成 13 年 4 月開設	18 年経過
		リサイクルセンター・一般廃棄物最終処分場	平成 11 年 4 月開設	20 年経過
し尿処理施設	4 施設	飯塚市環境センター	平成 8 年 4 月開設	23 年経過
		嘉麻浄化センター	平成 9 年 4 月開設	22 年経過
		穂波苑	平成 15 年 4 月開設	16 年経過
		汚泥再生処理センター	平成 18 年 7 月開設	12 年経過
火葬場	3 施設	飯塚市斎場	平成 4 年 4 月開設	27 年経過
		嘉麻斎場	平成 29 年 1 月開設	3 年経過
		筑穂園	昭和 52 年 5 月開設	41 年経過

※経過年数は組合設立時(平成 31 年 4 月時点)の年数

中でも、特にごみ処理施設は、**一般的に施設の更新や延命化を実施する時期の目安とされている 20～25 年を迎えていた**とともに**各施設の稼働率は 50～77%であり、将来の人口減少を見据えて、今後の効率的な施設運営の検討を進める必要があった。**また、喫緊の課題に、県と共同実施していた大牟田市での事業終了が決定されており、ごみ燃料化センターの存続か廃止を早期に方針決定する必要が生じていた。

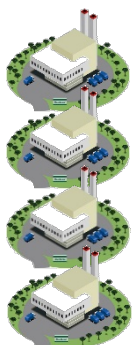
2. ごみ処理施設再編整備の取組について

本組合が所管しているごみ処理施設の全7施設はいずれも劣化が進んでいることなどから、今後
もより効率的で安定的なごみ処理を実施していくために、令和2年10月に方針決定した「ごみ処理
施設の広域化に向けた再編方針」及び「新たなごみ処理施設を建設する集約化方針」に基づき、施設
の再編や集約化に向けた取組を次のように進めている。

再編・集約イメージ

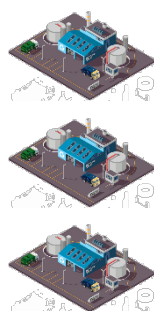
～令和5年3月末

可燃ごみ処理施設



- … 飯塚市クリーンセンター
- … 桂苑
- … 嘉麻クリーンセンター
- … ごみ燃料化センター

リサイクル施設

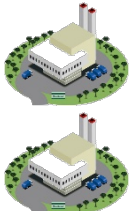


- … 飯塚市クリーンセンター・リサイクルプラザ
- … 桂苑(粗大ごみ処理施設)
- … リサイクルセンター・リサイクルプラザ

再 編

令和5年4月～

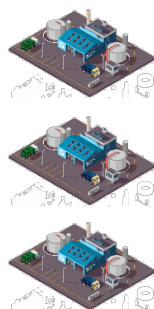
可燃ごみ処理施設



- … 飯塚市クリーンセンター
- … 桂苑

ごみ燃料化センターを廃止
嘉麻クリーンセンターを休止

リサイクル施設



- … 飯塚市クリーンセンター・リサイクルプラザ
- … 桂苑(粗大ごみ処理施設)
- … リサイクルセンター・リサイクルプラザ

集 約

令和12年度(目標)



可燃ごみ処理施設・リサイクル施設

令和12年度開設を目標とする新たなごみ処理施設だけで、飯塚市、
嘉麻市及び桂川町の2市1町管内のごみ処理を行っていく方針。

3. 新たなごみ処理施設建設に係るこれまでの主な経過について

当施設組合の設立経過と、ごみ処理施設再編整備等の取組に関する主な経緯は次のとおりとなっている。

年 月	内 容
平成 9 年 5 月	国が「都道府県によるごみ処理の広域化計画策定の方針」を通知し、地理的・社会的な条件等を勘案した地域の広域ブロック化が推進された。
平成 11 年 3 月	国の方針に沿って福岡県が「福岡県ごみ処理広域化計画」を策定し、県のごみ処理の広域化への方針が示された。
平成 21 年 7 月	2市2町と従前の2つの一部事務組合(飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合)による「環境施設等のあり方についての検討会議」が発足し、以降、ごみ処理施設の広域化及び施設の集約化に関する調整協議を平成28年度まで行った。
平成 29 年 4 月	2市2町と従前の2つの一部事務組合による「環境施設等広域化に関する任意協議会」が設立し、ごみ処理・し尿処理施設、火葬場の一元的な運営管理と、広域化の推進をめざす一部事務組合の統合等の調整を行った。
平成 31 年 3 月	国が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」についての方針を決定し示された。
平成 31 年 4 月	従前の2つの一部事務組合が統合し、現在の「ふくおか県央環境広域施設組合」が設立。ごみ処理・し尿処理施設、火葬場の運営管理の一元化及び施設の再編等を進める広域化・集約化の推進体制が確立された。
令和 2 年 10 月	ふくおか県央環境広域施設組合と2市2町での協議・検討を経て「ごみ処理施設の広域化に向けた再編方針」及び「新清掃工場の建設を推進する集約化方針」が決定し、新清掃工場建設への建設地の選定等、具体的な取組を開始した。
令和 3 年 11 月	「新清掃工場の建設を推進する集約化方針」決定に伴い、新ごみ処理施設の建設候補地の選定が必要となったため、令和2年11月から、ふくおか県央環境広域施設組合と2市2町での慎重な検討・協議を実施し、「既存の桂苑敷地(桂川町大字九郎丸275-72外5筆)とその隣接地」を建設候補地に選定した。
令和 3 年 12 月	新施設の建設事業を進めていくには、地元、桂川町九郎丸区の方々と建設候補地の土地所有者である関係団体等の方々に理解をいただくことが前提となるため、九郎丸区の役員及び関係団体等の役員に向けて「ごみ処理施設建設に関する説明会(第1回)」を実施した。 【参加者：17名】

令和４年４月	新型コロナウイルス感染防止の観点から、多数の人を集めての協議の場が設けられなかったため、また、年度替わりにより九郎丸区役員及び関係団体等役員の入れ替わりもあったことから、再度、「ごみ処理施設建設に関する説明会(第２回)」を実施した。 【参加者：13名】
令和４年５月	九郎丸区の住民の方々を対象に桂川町住民センターにて「ごみ処理施設建設に関する住民説明会(第３回)」を実施した。しかしながら、当日の参加者が少なかったため、後日、当日の配付資料を九郎丸区に各戸配付を行った。 【参加者：15名】
令和４年１１月	建設候補地の土地所有者である九郎丸生産森林組合の方々を対象に「近代のごみ処理施設見学会」を開催した。 【見学先：宮ノ陣クリーンセンター、佐賀市清掃工場】 【参加者：22名】
令和５年４月	「九郎丸生産森林組合総会」に出席し、新たなごみ処理施設の建設計画に関して説明を行った。 【参加者：26名】
令和５年４月	九郎丸区の住民の方々を対象に「近代のごみ処理施設見学会」を開催した。 【見学先：佐賀市清掃工場、宮ノ陣クリーンセンター】 【参加者：42名】
令和５年７月	建設候補地の土地所有者である九郎丸生産森林組合の理事との有償譲渡申入れに係る協議(第１回)を行った。この協議で、譲渡の話を進めるには、まず、九郎丸区から同意を得ることが前提との改めた意見があった。
令和５年９月	九郎丸生産森林組合の理事との有償譲渡申入れに係る協議(第２回)を行った。当日は、九郎丸区長にも出席いただき、区としての同意をいただくための臨時総会開催への了承を得る。
令和５年１０月	「九郎丸区臨時総会」に出席して、新たなごみ処理施設の建設計画の説明を実施し、同区より、今後、区からの要望事項に対し双方での協議の上、反映していくことを条件としての同意を得た。 【参加者：28名】【委任状提出者：64名】
令和５年１１月	九郎丸生産森林組合の理事との有償譲渡申入れに係る協議(第３回)を行った。九郎丸区より同意を得たため、九郎丸生産森林組合所有地の有償譲渡の申入れについても、今後、買収交渉において双方での十分な協議の上、円満な合意を図っていくことを条件としての九郎丸生産森林組合からの同意を得た。

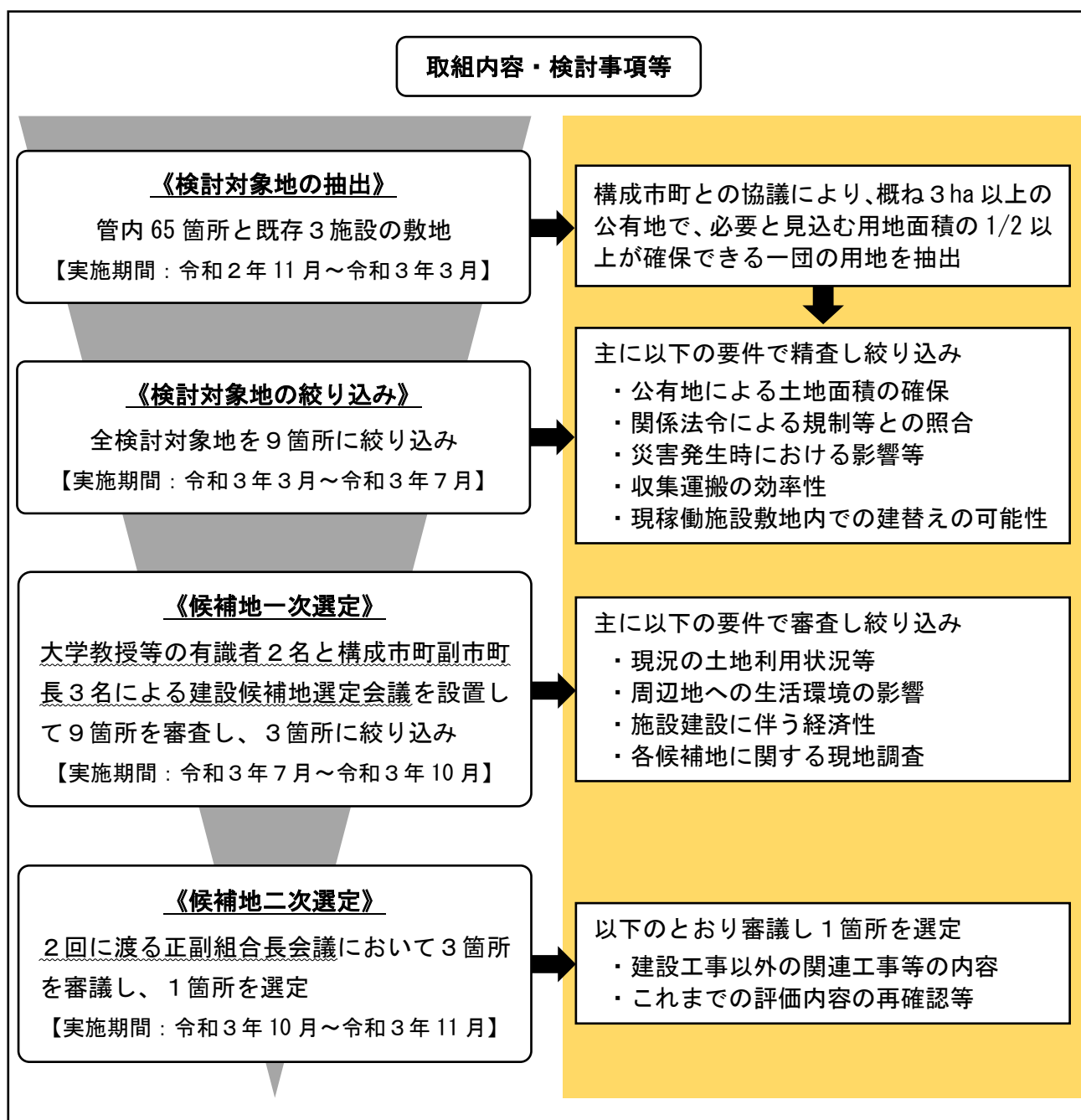
令和5年11月	九郎丸農業生産組合と同意の条件である区からの要望事項について意見交換を行った。 【参加者：15名】
令和5年12月	「九郎丸区臨時組長会議」に出席して、同意の条件である区からの要望事項について意見交換を行った。 【参加者：13名】
令和6年1月	九郎丸区の役員等と区からの要望事項に関し協議及び地域振興に関する意見交換を行った。(第1回) 【参加者：11名】
令和6年2月	九郎丸区の役員等と区からの要望事項に関し協議及び地域振興に関する意見交換を行った。(第2回) 【参加者：11名】
令和6年2月	九郎丸区との新たなごみ処理施設建設の同意の条件であった地元要望事項に関して、書面にて 要望書 が提出された。
令和6年6月	九郎丸区の住民の方々を対象に「 近代のごみ処理施設から発生するエネルギーを利活用した余熱利用施設見学会 」を開催した。 【見学先：県央県南広域環境組合 余熱利用施設】 【参加者：30名】

※上記のほか、令和3年12月に実施した第1回目の地元説明会以降、地元の歴代区長をはじめ、本件の窓口となっていた関係団体の役員の方々とは、別途、100回以上調整協議を行っている。

4. 新たなごみ処理施設の建設候補地選定について

新たなごみ処理施設の建設には、2市1町において膨大な建設費用の負担が見込まれるため、できるだけ建設費用等を抑制し、開設後も効率的な施設運営に繋がることを念頭に慎重な建設候補地の選定に取り組み、令和3年11月にその特定に到りました。

建設候補地の選定経過

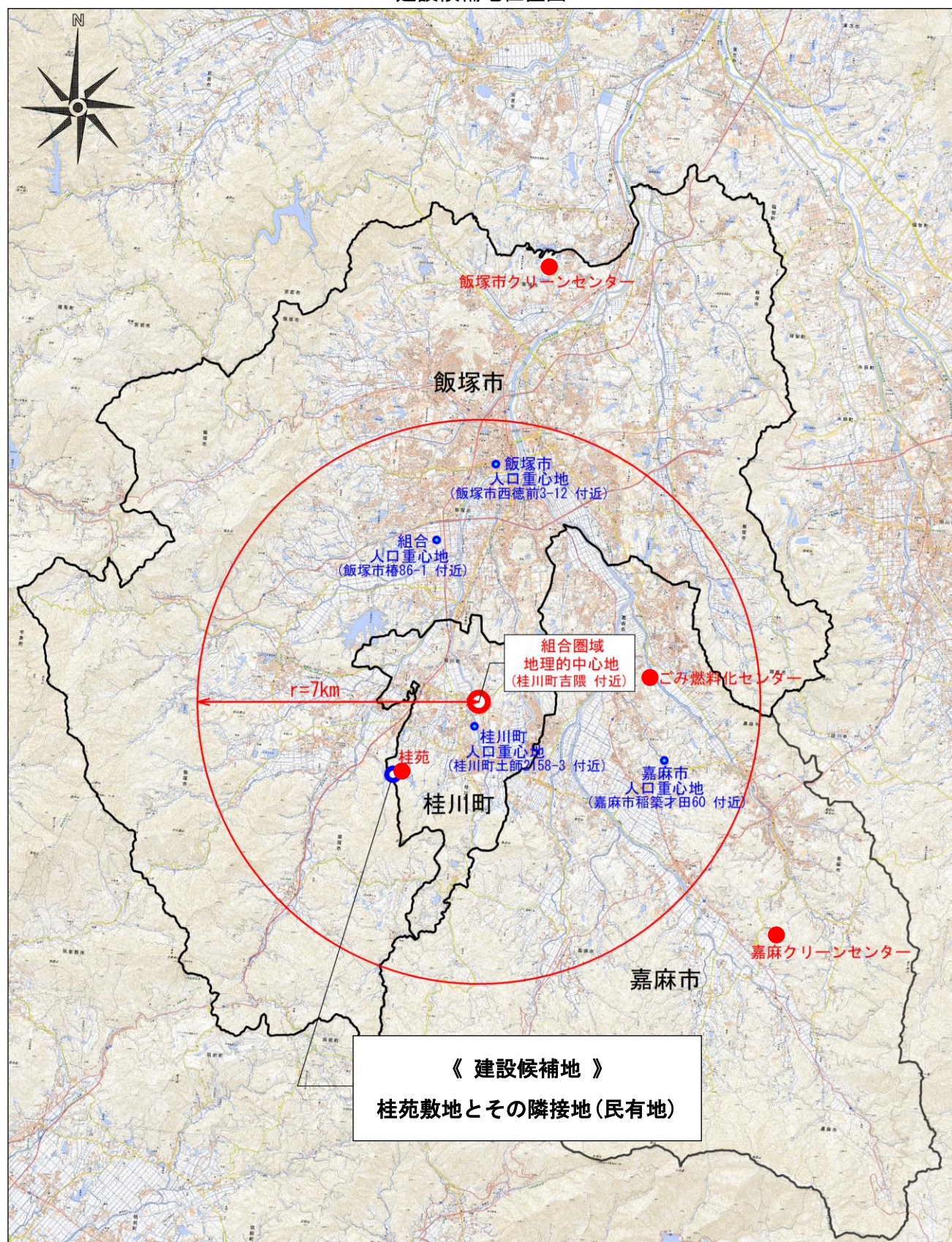


<新施設建設候補地>

令和3年11月8日と同月19日の2回に渡る正副組合長会議での慎重な二次選定が行われ、新たなごみ処理施設の建設候補地が特定される。

【候補地】桂川町大字九郎丸 275-72 外 5 筆(既存桂苑敷地)とその隣接地

建設候補地位置図



建設候補地の選定では、新施設開設後の施設運営における収集運搬等の効率性や経済性を重視し、管内の中心地から、2市1町それぞれの人口重心地を含む半径7kmの圏内での選定を行った。

※人口重心地は、ある地域の居住者が同じ体重と仮定して、バランスを崩さず地域全体を支えられるポイントとなる人口分布の中心点。

建設候補地の概略図



・・・既存桂苑敷地



・・・町道



・・・新施設建設位置図イメージ

5. 候補地選定における要望と地元調整への対応方針について

新たなごみ処理施設の建設候補地が選定された令和3年11月19日開催の正副組合長会議では、当該地を建設候補地として特定することに対し、副組合長の桂川町長からなされた次のような意見と要望について確認され、全会一致で承認された。

《 令和3年11月19日開催 正副組合長会議 会議録(抜粋) 》

今後の事業推進の中で町あるいは地元等の意見または要望に対しては、誠意をもって対応していただきたいということ。それから、大型の施設でありますから、地域の振興発展といったことにも積極的に取り組む姿勢をもっていただきたいということ。それともう1つは、事業の進捗状況について特に計画変更とか起こりうるかと思しますので、地元への報告はしっかりとやっていただくということ。以上のことは、お願いしておきたい。

また、当日の正副組合長会議終了後には、新施設建設への今後の進め方に関する意見交換が行われ、まずは地元の同意を得ることを最優先とし、慎重かつ丁寧に地元との調整を進めながら、状況を鑑みて必要な具体的取組を進めていくこととして意思統一が図られた。

このような地元との調整の方針によって、これまで充分慎重な対応に努めてきており、地元との一定の良好な関係性が構築されてきた段階で、地元代表者の了承を得て、当該候補地に対する次の取組を実施してきた。

《 地元調整と併せて実施してきた取組 》

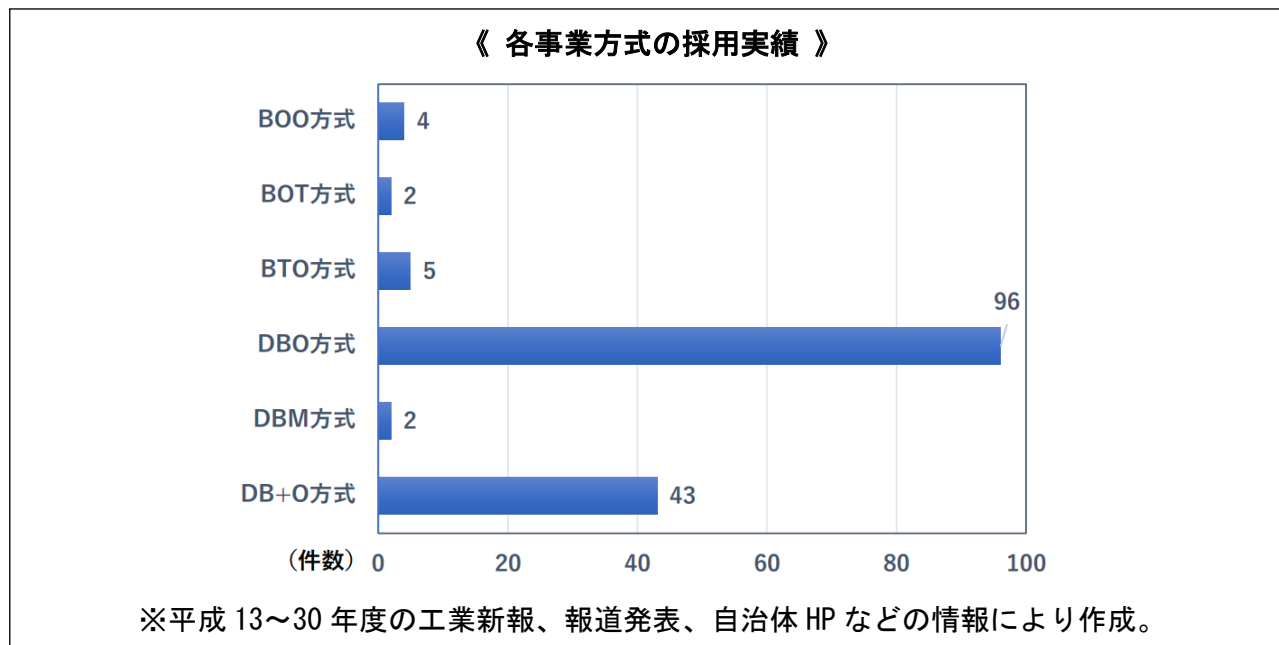
- 施設整備基本計画の策定
- PFI等導入可能性調査
- 測量・地質調査
- 生活環境影響調査

建設候補地の地元との慎重な調整を行ってきた結果、令和5年10月22日に地元九郎丸区の臨時総会が開催され、施設建設について賛成多数での同意が得られたことから、現在、用地買収の交渉に着手し、併せて造成設計など、施設建設に係る具体的な取組を進めている。



6. 事業方式の検討

新たに建設するごみ処理施設で採用する処理方式は、様々にあるプラントのうち、**当施設組合管内におけるごみ排出量をはじめ、その処理で生じる副生成物の処分方法、または、施設開設後のランニングコストの見込み等により、運営管理の効率化を見据え決定していく必要がある**。このため、過去に国内で建設されている先行事例を調査し、次の表のように最も多く採用されているDBO方式での事業推進を図っていく方針とした。



【DBO方式を採用することとした主な理由】

- ①先進事例での採用実績の多さから、他自治体との比較検討が行いやすい。
- ②建設から運営まで包括的に受託するため、事業者は長期的な視点で効率化や合理化を図ることができ、※DB+O方式と比較し、さらにコストの抑制が図られる。
- ③国交付金と地方債の活用により資金調達に係るコストの抑制が図れる。
- ④運営委託費の長期間の平準化が見込める。

〔 参 考 〕

事業手法		内 容 特 徴	資金 調達	設計 建設	運営 等	施設の所有			民間 関与度
						建設時	運営時	事業 終了後	
PFI (民設民営)	BOO Build Own Operate 建設-所有-運営等	民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、民間が施設を解体。（契約を継続する場合もある） 事業終了後も所有権は民間が保有。	民間	民間	民間	民間	民間	民間	大 ↑
	BOT Build Operate Transfer 建設-運営等-移転	民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、公共へ所有権を移転。 所有権移転まで、固定資産税収入が見込める。	民間	民間	民間	民間	民間	公共	
	BTO Build Transfer Operate 建設-移転-運営等	民間が資金調達し施設を建設。施設完成後所有権を公共に移転し、運営を事業終了まで同一の民間に委ねる。 運営開始直後から所有権が公共にあり、独占的利用が確保される。	民間	民間	民間	民間	公共	公共	
DBO等 (公設民営)	DBO Design Build Operate 設計-建設-運営等	公共が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者が発注する。 業務の関連性・一体性や長期的運営を見越した民間事業者の創意工夫の発揮が期待される。	公共	公共 民間	民間	公共	公共	公共	小 ↓
	DBM Design Build Maintenance 設計-建設-補修	公共が資金調達・事業主体となり、施設の建設と補修を一体で民間に発注し、補修を除くその他の運営を公共が担う。 運営における公共の関与度が高い。	公共	公共 民間	公共 民間	公共	公共	公共	

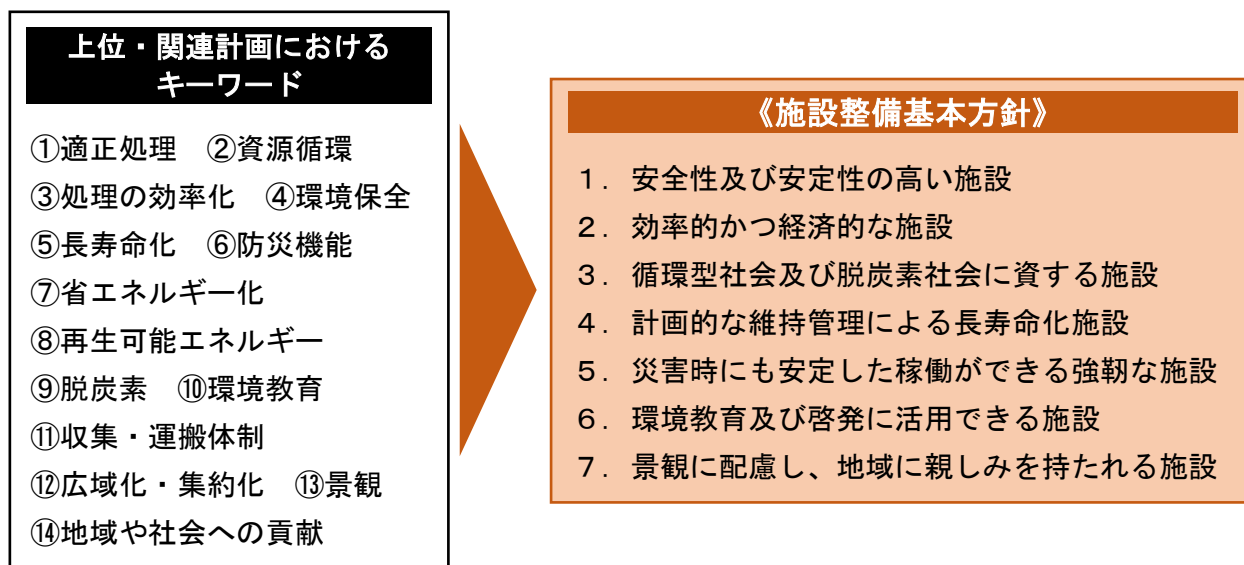
※DB+Oは、DBOと同様に公共が資金調達と建設の事業主体となり、維持管理・運営は別途民間事業者に委託する方式。公設公営での長期包括委託と同様となる。

7. 一般廃棄物処理施設建設及び運営事業の事業者募集について

現在、新たなごみ処理施設の建設と運営を行う事業者選定に向けて、当施設組合と構成市町のホームページで募集要項及び要求水準書等の関係資料を公表している。その各資料に示している新施設に求める設備や運営方法の要件等の根幹となる施設建設の方針を次のとおり検討し取りまとめている。

＜施設整備基本方針＞

国、県及び構成市町の各種上位・関連計画より、今後一般廃棄物処理に係るキーワードを抽出し、新たなごみ処理施設の施設整備基本方針を以下のように取りまとめている。



＜施設規模＞

新たに建設する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設(可燃ごみ処理施設)及びマテリアルリサイクル推進施設の2施設となり、両施設の規模は令和4年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の目標値を基に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく対応を勘案し、以下のとおり設定をした。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設については、災害廃棄物が発生した場合にも対応できる処理量を含み設定している。

施設区分	施設規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (可燃ごみ処理施設)	220t/日(110t/日×2炉)
マテリアルリサイクル推進施設	25.0t/日 (内訳) 不燃ごみ：8.2t/日 粗大ごみ：6.0t/日 空きかん・空きびん：4.3t/日 ペットボトル：1.3t/日 プラスチック資源：5.2t/日

※新施設の処理能力は、管内における将来の人口減少を見据え設定している。

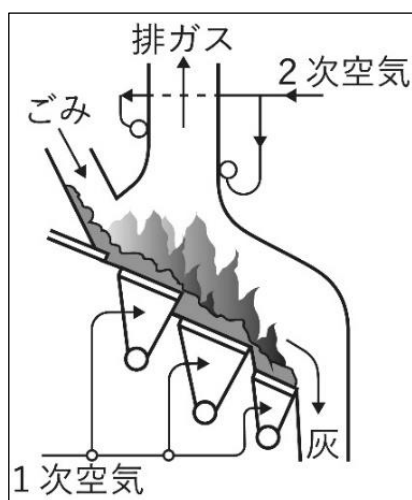
＜エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式＞

新施設に採用する処理方式は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（発行:公益社団法人全国都市清掃会議）に示されている処理方式のほか、近年、国内の一般廃棄物処理で実績がある最新技術等も検討の対象として令和 5 年 7 月以降、以下のとおり精査し選定した。

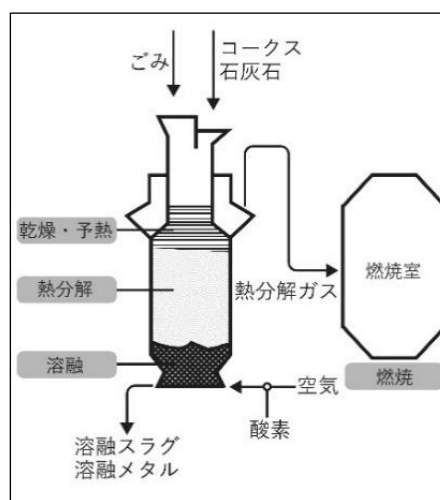
《一次選定》	プラントメーカー(9社)へのヒアリングを実施 ▶ 過去 10 年間(平成 25 年度～令和 4 年度)における受注実績で施設規模 150 t /日以上の実績があるプラントメーカーを対象に調査・見積等を行った。 ▶ 最新技術の処理方式に関しては、当施設組合が求める施設規模の対応が可能かを含め調査・見積等を行った。
《二次選定》	▶ 一時選定でのヒアリング結果を踏まえ、施設整備基本方針に照らし、定量的・定性的に評価した。
《三次選定》	プラントメーカー(11社)へのヒアリングを再度実施 ▶ 参加意欲の有無の確認を行った。 ▶ 本組合が求める施設規模、予定する用地面積での事業実現性の確認を行った。

《エネルギー回収型廃棄物処理施設への採用を予定する処理方式》

焼却方式(ストーカ式)と**ガス化溶融方式(シャフト炉式)**の処理方式を採用予定とする。



【焼却方式(ストーカ式)】



【ガス化溶融炉(シャフト炉式)】

エネルギー回収型廃棄物処理施設で採用予定とする処理方式の概要、メリット及びデメリット等を次のとおり整理する。

《 採用処理方式の比較表 》

方 式	焼却方式(ストーカ式)	ガス化溶融(シャフト炉式)
概 要	ストーカ式は、ごみを乾燥させるための乾燥段、燃焼するための燃焼段、未燃焼分を完全に燃焼させるための後燃焼段の3段になっている。 【R4国内稼働実績：659 施設】	高炉の原理を応用したごみの溶融方式であり、炉の上部から順次、乾燥、熱分解、燃焼、溶融され、熱分解ガスは、二次燃焼により完全燃焼し、排ガス処理装置を通して排出される。熱源としてコークス等を利用する。 【R4国内稼働実績：55 施設】
受入対象物	可燃ごみ、約 70 cm角以下	可燃・不燃ごみ、約 70 cm角以下
副生成物	・ 焼却主灰 ・ 焼却飛灰	・ 溶融スラグ ・ 溶融メタル ・ 溶融飛灰
メリット	➢国内に豊富な稼働実績があり、安定かつ安全な稼働が可能。 ➢他の焼却処理方式に比べて比較的電力消費量が少ない。 ➢蒸気量の変動が少なく安定的な余熱利用が可能。 ➢シャフト炉式と比べ、CO₂排出量が少ない。	➢高温で直接溶融するため、対応可能な廃棄物の範囲が広い。 ➢他の焼却処理方式と比較して最終処分量が少ない。 ➢発熱量が他方式と比較して大きく、余熱利用可能量は大きい。 ➢ごみを全て溶融しスラグとメタルに分離回収できる。
デメリット	➢焼却残渣の処分方法を確立する必要がある。 ➢ガス化溶融処理方式と比較して最終処分量が多くなる。 ➢多くの場合、汚泥の混合処理に制限があり、一般的に混合割合 1 割程度が限度とされている。	➢コークスなど、高温を維持するための助燃剤の使用量が大きくなる。 ➢助燃材の利用等によりCO₂排出量が多くなる。 ➢溶融飛灰と生成物のスラグ、メタルの処分方法確立が必要。

※概略図出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版

※稼働実績数：環境省が公表している一般廃棄物処理実態調査 令和4年度調査結果 より引用

8. 新たなごみ処理施設整備に関する価格等について

＜施設建設及び運営事業に関する提案上限価格＞

本事業はDBO方式で進めるため、事業者から提案される価格は、設計・建設事業費と20年間の管理運営事業費を合計した価格となる。提案上限価格の設定は、前述したエネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式の選定を行った際のプラントメーカーヒアリングでの見積価格を参考に以下のとおり設定している。なお、このヒアリングでは、エネルギー回収型廃棄物処理施設の見積だけでなく、マテリアルリサイクル推進施設と両施設の運営に関する見積も含め取得した。

DBO方式による提案価格(上限額)			
【設計】 <i>Design</i>	【建設】 <i>Build</i>	【運営】 <i>Operate</i>	【資源化】
			
事業年度：令和7～11年度		事業年度：令和12～31年度	
価格：44,501(百万円)		価格：29,926(百万円)	

※上記の価格は、現在実施している公募の提案上限価格での税込みの概算事業費となる。

現在、既存の複数の施設でも管理運営費を支出しているが、新たなごみ処理施設を建設することによっては以下のように管理運営費の抑制に繋がるものと見込んでいる。

【単位：百万円】

項目	既存施設 (①)	新施設 (②)	抑制効果見込額 (② - ①)
管理運営費(20年間)	37,725	25,722	△12,003
資源化費(20年間)	4,560	4,204	△356
計	42,285	29,926	△12,359

※上記の金額は、税込み価格となる。

※既存施設(①)は、現在稼働している施設で負担が生じている費用となる。

前述した各事業費は提案上限価格の場合の概算額であり、現在実施している公募での事業者からの提案価格によっては事業費が減少する。

＜本事業に関連するその他事業費＞

前述した施設建設及び運営事業費のほかに、本事業に関連し必要と見込んでいる概算事業費を次のとおり整理する。

項 目	費 用
① 造成工事費	3, 9 3 4 (百万円)
② 施工管理費等	1, 7 2 6 (百万円)
③ 地域振興策経費等	3, 0 2 8 (百万円)
④ 用地取得費	未定(交渉中)
⑤ 既存施設解体費	未定(未着手)

※上記の費用は、税込みの概算事業費となる。

本事業の財源として、建設においては循環型社会形成推進交付金を活用するほか一般廃棄物処理事業債及び過疎債等の地方債の活用を計画している。また、上記の本事業に関連するその他事業においても一般廃棄物処理事業債及び過疎債の活用を計画しているとともに、③の地域振興策経費等へは社会資本整備総合交付金の活用やP F I 方式での事業実施を検討し、事業費の抑制に努め進めていくよう計画している。

＞ 地方債

費目		充当率	交付税措置率
一般廃棄物処理事業債	補助事業	9 0 %	5 0 %
	単独事業	7 5 %	3 0 %
	用地関連	1 0 0 %	な し
過疎債		1 0 0 %	7 0 %

＞ 社会資本整備総合交付金

交付対象事業	交付率	備 考
道路事業、砂防事業、水道事業、住環境整備事業 等	交付対象事業の全体事業費の2 0 / 1 0 0	社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づく事業

現在、活用を計画している交付金及び地方債以外にもできるだけ事業費の軽減を図れるよう、活用が見込める交付金や補助金等の調査・検討を行っている。

9. 事業者募集・選定のスケジュール

現在実施している事業者の公募と選定のスケジュールは以下のとおり計画している。

令和6年7月29日(月)	募集要項等の公表
令和6年8月5日(月)～8月13日(火)	募集要項等に関する質問の受付(第1回)
令和6年9月2日(月)	募集要項等に関する質問回答の公表(第1回)
令和6年9月2日(月)～9月12日(木)	参加表明書、参加資格審査申請書等の受付
令和6年9月25日(水)	資格審査結果の通知
令和6年9月25日(水)～10月2日(水)	募集要項等に関する質問の受付(第2回)
令和6年10月23日(水)	募集要項等に関する質問回答の公表(第2回)
令和6年11月27日(水)	提案書類の受付
令和7年1月	提案書類に関するヒアリング
令和7年2月	優先交渉権者の公表
令和7年3月	基本協定の締結
令和7年度(見込)	特定事業契約の仮契約締結
令和7年度(見込)	特定事業契約の本契約締結

10. 今後のスケジュール

今後の事業全体のスケジュールを次のとおり計画している。

【新たなごみ処理施設建設に係る事業スケジュール】

事業名			年度 月		R5			R6										R7										R8										R9										R11			R12																		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	1	2	3	4	5																										
施設建設に係る業務	①	施設整備基本計画・基本設計等				施設整備基本計画・基本設計策定																																																															
	②	住民説明及び協議（随時）	住民説明及び協議（随時）																																																																		
	③	用地取得・補償 （立木伐採等）手続き	用地交渉・取得																																																																		
	④	敷地造成設計	現地調査・造成設計																																																																		
	⑤	建設工事発注事務（基本設計）				公募資料作成																																																															
						実施方針策定（R6.3 公表）																																																															
			要求水準書策定																																																																		
⑥	建設事業者の選定 （公募型プロポーザル方式）				R6. 7. 29事業者公募開始の公告										R7. 1 優先交渉権者選定 R7. 2 組合議会へ報告 （※構成市町議会報告）										R8. 2 組合議会 （臨時議会への予算・契約議案上程予定）																																												
施設整備事業	⑦	都市計画決定手続き等 （県・桂川町・組合協議）	保安林解除手続き																																																																		
	⑧	造成工事														(造成工事)																																																					
	⑨	建設工事														優先交渉権者との調整完了後 議会提案 議決後実施設計へ移行										(建設工事)																																											
予算手続	⑩	交付金				交付金要望活動																																																															
	⑪	起債				起債要望活動																																																															

【議会定例会スケジュール】

事業名	年度 月		R5			R6							R7							R8							R9							R11			R12					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5		
組合議会（定例会）		●									●			●									●			●									●			●				
市町議会（定例会）			●			●			●			●			●		●				●			●			●			●			●				●			●		

4. 構成市町の施設建設に係る実負担額（案）

地方債の調達条件を以下として実負担額を計算する。

- ・一般廃棄物処理事業債（交付対象事業内・外）・過疎債については、金利：1.4%、償還期間：30年、据置期間：5年、償還方法：元利均等方式
- ・地方債元金と利子の合計額に交付税措置率を乗じて試算

（1）飯塚市

（税込み・単位：百万円）

項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度～(29 年間)	合計
一般財源（飯塚市負担金－地方債）	500	503	836	1,343	2,313	0	0	5,495
地方債償還（元金＋利子）	0	24	41	54	201	428	28,810	29,558
交付税措置※	0	3	5	11	61	155	12,656	12,891
実負担額 （一般財源＋地方債償還－交付税措置）	500	524	872	1,386	2,453	273	16,154	22,162

（2）嘉麻市

（税込み・単位：百万円）

項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度～(29 年間)	合計
一般財源（嘉麻市負担金－地方債）	139	139	190	172	198	0	0	838
地方債償還（元金＋利子）	0	7	11	16	61	133	9,018	9,246
交付税措置※	0	5	8	11	43	93	6,313	6,472
実負担額 （一般財源＋地方債償還－交付税措置）	139	141	193	177	216	40	2,706	3,612

（3）桂川町

（税込み・単位：百万円）

項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度～(29 年間)	合計
一般財源（桂川町負担金－地方債）	50	50	90	168	305	0	0	663
地方債償還（元金＋利子）	0	2	4	6	21	44	2,878	2,955
交付税措置※	0	0	0	1	5	13	1,143	1,162
実負担額 （一般財源＋地方債償還－交付税措置）	50	52	94	173	321	31	1,735	2,456